

事 務 連 絡
令和4年10月3日

介護保険サービス事業者等 代表者 様

鹿児島市 長寿あんしん課長

「B A. 5 対策強化宣言」の終了及び「爆発的感染拡大警報」から「感染拡大警戒期間」への移行について（通知）

かねてから、本市の介護保険・高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
また、平素より高齢者施設等における感染症対策にご尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして令和4年9月30日付で鹿児島県より通知がありましたのでお知らせいたします。

高齢者施設等での新型コロナウイルス感染者の発生が続いていることから、引き続き感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

また、事業所内での感染状況について長寿あんしん課まで報告をいただいていたところですが、新型コロナウイルス感染症の発生届の限定(全数把握の見直し)に伴い、下記のとおり、報告いただく対象者を見直すとともに、報告方法につきましても、電話やメールでの報告から、電子申請での報告とし、休業報告についても同時に報告できるように変更します。

下記の対象者で感染者が発生しましたら、電子申請にてご報告いただきますようお願いいたします。
なお、貴法人の介護サービス事業所等への周知についても併せてお願いします。

記

1. 感染者の報告対象者

- ① 65歳以上の者
- ② 入院を要する者
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ④ 妊婦

2. 報告方法

鹿児島県電子申請共同運営システム

【URL】 <https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=PzWStcVI>

【QRコード】 右図参照（QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です）



【問い合わせ】

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係

電話：099-216-1147

Eメール：choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp

各関係施設等の長様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長
介護保険室長
鹿児島県土木部
建築課住宅政策室長

「BA. 5対策強化宣言」の終了及び「爆発的感染拡大警報」から「感染拡大警戒期間」への移行について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は、8月下旬以降、全国的に減少傾向に転じ、本県においても9月当初は、1,000人台から2,000人程度で推移し、最近は1,000人を下回る日が継続するなど減少してきています。

このような状況を踏まえ、8月3日に発令された「BA. 5対策強化宣言」について、予定どおり9月30日をもって終了するとともに、「爆発的感染拡大警報」から「感染拡大警戒期間」へ移行します。

しかしながら、警戒基準はレベル2を継続することとしています。

各関係施設等におかれては、これまでも感染防止対策に取り組んでいただいているところですが、職員から感染が広がったケースも見られます。これまで送付している通知等を再確認していただき、引き続き感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いいたします。

なお、県では、「高齢者施設等における感染者発生対応マニュアル」を作成し、下に掲載していますので、施設内療養の適切な対応のために御活用ください。（9月16日通知済み）

今後、このマニュアルを踏まえた研修を実施することとしています。（オンデマンド型、10月中旬予定）

○ マニュアル掲載先（県ホームページ）

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab13/koureisyashisetu-manual.html>



（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
施設整備係（担当 有川）

電話：099-286-2703

介護保険室事業者指導係（担当 畠中）

電話：099-286-2687

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

住宅企画係（担当 平野）

電話：099-286-3740